

グロース・カレンシー

Growth Currency

マニユライフ生命の通貨選択型個人年金保険 I 型

契約締結前交付書面
(契約概要 / 注意喚起情報)

兼

商品パンフレット

ご契約の検討・申し込みに際しては、「ご契約のしおり/約款」をあわせてご覧ください。

募集代理店(三菱東京UFJ銀行)からのご説明事項

- 「グロース・カレンシー」にご契約いただくか否かが、三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「グロース・カレンシー」は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱東京UFJ銀行は、「グロース・カレンシー」の引受保険会社であるマニユライフ生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。
三菱東京UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

くわしくは、保険販売資格をもつ募集人にご相談ください

三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)はお客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

この保険の取り扱い、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。お客さまが募集人の権限等に関して確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。

マニユライフ生命:TEL/0120-925-008 受付時間/月~金曜日 9時~17時
(祝日および12月30日~1月3日は休業とさせていただきます)

(お問い合わせ、ご照会は)
募集代理店

(契約後のご照会は)
引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社



契約前に十分にお読みください

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、ご契約の申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「グロース・カレンシー」は、通貨を選択して、固定した利率で資産を複利運用し、据置期間満了時にボーナスが加算される、個人年金保険です。

「グロース・カレンシー」は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

引受保険会社

Manulife

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社について

商号：マニユライフ生命保険株式会社
 本社所在地：東京都調布市国領町4丁目34番地1 〒182-8621
 連絡先：投資型商品カスタマーセンター TEL：0120-925-008
受付時間：月～金曜日 9時～17時(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)
 ホームページ：www.manulife.co.jp

2 この保険の特徴について

保険商品の名称(正式名称)：通貨選択型個人年金保険I型

- この保険は、契約日*に払い込みいただいた一時払保険料から所定の契約初期費用を控除した金額を積立金として、据置期間中一定の積立利率で運用し、年金支払開始日以後に毎年一定額の年金をお支払いする生命保険です。一時払保険料や年金、死亡給付金等、この保険にかかる金銭の授受は、ご契約の締結に際して、契約者が選択した通貨で行います。
*契約日はマニユライフ生命が保険料を受領した日になります。
- 積立利率は、所定の指標金利に基づき原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている積立利率が適用されます(適用される積立利率は据置期間が満了するまで変更されることはありません)。据置期間および通貨により、設定される積立利率は異なります。
*積立利率は、年0.7%を最低保証します。
- 据置期間満了時に、据置期間満了時の積立金額と基本保険金額との差額をボーナスとして据置期間満了時の積立金額に加算し、年金原資とします。

⚠ この保険にはリスクがあります

- ・この保険は、外貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、お支払い時点の為替相場で円換算した年金原資や死亡給付金額等は、契約日の為替相場で円換算した払込保険料や年金原資、死亡給付金額等を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。
なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の差額)のご負担が生じます。
- ・この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させます(市場価格調整)。そのため、解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等お支払いする金額の合計額)が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

POINT.1 ふ や す



外貨運用でふやす

- 契約時に定められた積立利率が、据置期間中変わらず適用されるため、外貨での資産を確実にふやすことができます。
- ⚠ **ご注意** ご契約を解約した場合、市場価格調整を行うため、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- ⚠ **ご注意** 契約日に一時払保険料から契約初期費用を控除します。そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。



ボーナスでふやす

- 据置期間満了時に、ボーナスを加算します。
*据置期間満了時に、据置期間満了時の積立金額と基本保険金額との差額をボーナスとして据置期間満了時の積立金額に加算し、年金原資とします。
- ⚠ **ご注意** 据置期間中にご契約を解約した場合、または被保険者がお亡くなりになった場合、ボーナスの加算はありません。



長期運用でふやす

- 運用期間が長くなるほど複利効果がより大きくなり、外貨での資産がふえていきます。
- 外貨での資産がふえるほど、為替変動により為替差損が生じた場合の資産の減少を軽減できます。
- ⚠ **ご注意** 為替差損は運用期間の長さに影響されるものではなく、契約時の為替レートよりもお支払い時点の為替レートが円高になった場合に生じます。

POINT.2 え ら ぶ



通貨をえらぶ

- それぞれ特徴のある国の通貨をご選択いただけます。
- 複数の通貨や異なる据置期間を選択して、分散投資を行うこともできます。



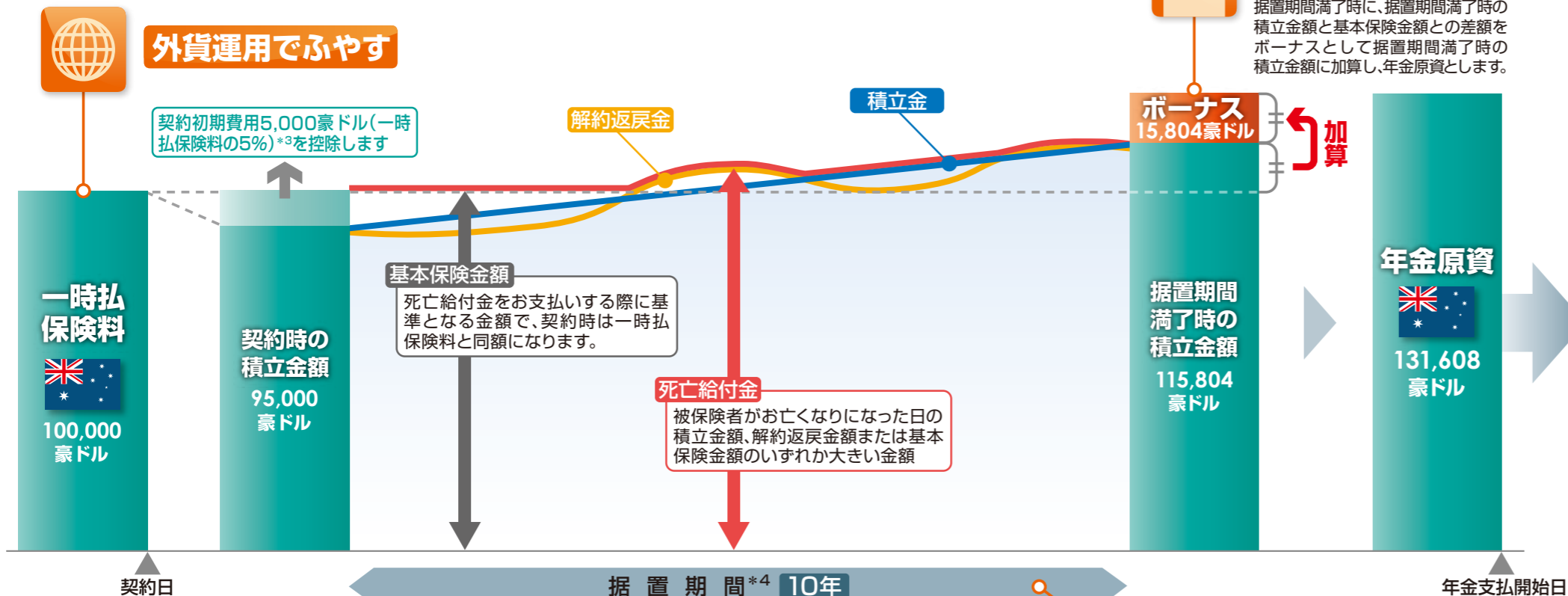
- ⚠ **ご注意** 契約時にご選択いただいた通貨の変更はできません。

3 この保険のしくみについて

【契約例】

選択通貨:豪ドル 一時払保険料:100,000豪ドル 積立利率*1:年2.00% 実質利回り*2:年2.78% 据置期間:10年

*1 積立利率とは一時払保険料から契約初期費用を控除した積立金に適用される年利率です。
 *2 実質利回りとは一時払保険料に対する年金原資の年複利換算利率です。
 ※実質利回りは据置期間満了時の積立金額に加算されるボーナスを考慮して算出された利回りであり、据置期間中に適用される積立利率とは異なりますのでご注意ください。



*3 契約初期費用の割合は、据置期間により異なります。
 *4 据置期間は、契約日から年金支払開始日の前日までの期間をいい、3年・5年・10年からご選択いただけます。
 ※上図は将来の積立金額、死亡給付金額等を保証するものではありません。また、一部解約等がなかった場合のものです。なお、ボーナス、据置期間満了時の積立金額および年金原資は、1豪ドル未満を切り捨てて記載しています。

⚠️ **ご注意**

外貨でお支払いする年金や解約返戻金に源泉徴収税が発生する場合、お支払いする金額および一時払保険料等をいったん円に換算し税額を計算します。その税額を再度外貨に換算し、年金額や解約返戻金額から差し引きます。そのため、「お支払い時点の為替相場」が「契約日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外貨でお支払いする年金の支払総額や解約返戻金額が、一時払保険料(外貨)を下回ることがあります。

※税務上のお取り扱いについては、平成26年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が併せて徴収されます。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

長期運用でふやす

据置期間満了後のお取り扱い

お受け取りいただく年金は、契約時にご選択いただいた通貨でお支払いします。

確定年金(5年・10年)

一定期間にわたって年金をお支払いします。年金支払期間は5年・10年のいずれかをご選択いただけます。



▶ 「年金」についての詳細は **P.5** 「4.年金のお支払いについて」をご覧ください。

年金の一括支払

年金でのお支払いにかえて、一括でお支払いします。

年金支払開始日の繰り下げ

契約者のお申し出により、年金支払開始日の被保険者年齢89歳を限度に年金支払開始日を1年ごとに何度でも繰り下げることができます。

▶ 「年金支払開始日の繰り下げ」についての詳細は **P.5** 「4.年金のお支払いについて」をご覧ください。

円支払特約

「円支払特約」を付加することにより、年金・死亡給付金・解約返戻金等を円でお支払いすることができます。



▶ 「円支払特約」についての詳細は **P.6** 「6.付加いただける主な特約について」をご覧ください。

ご参考 運用通貨国・地域のプロフィール(平成26年4月現在)

通貨をえらぶ

アメリカ合衆国
(米ドル)

アメリカ合衆国はGDP(国内総生産)世界第1位、かつ世界最大の輸入国です。また、米ドルは基軸通貨として世界で最も多く流通し、国際間の貿易や金融取引等に広く使われているため、世界経済に与える影響が大きな通貨です。主な産業はITや金融等サービス業ですが、製造業でも最先端技術を持ち、広大な土地を活かした農業においても強い競争力を誇っています。

オーストラリア
(豪ドル)

オーストラリアは世界各国の旺盛な資源需要から、豊富な天然資源を大量に輸出し、長年プラスの経済成長を続けています。石炭・鉄鉱石・ボーキサイト等のエネルギー資源や、ニッケルやコバルト等のレアメタルを日本や中国等のアジアの工業国へ大量に輸出しています。また、広大な国土を活用し、小麦等を大量に輸出する農業先進国でもあります。

ニュージーランド
(ニュージーランドドル)

ニュージーランドは乳製品や肉類等の輸出が盛んな農業先進国です。また、国を挙げて環境への関心が高く、2025年までに90%の電力を再生可能資源から供給するという目標を設定し、取り組みを行っています。隣国のオーストラリアとは輸出入ともに最大の貿易相手国で、乳製品・肉類・鉱物燃料・木材等を輸出しています。

カナダ
(カナダドル)

カナダは主要国首脳会議(G8)の一員としての先進国と豊富な鉱物資源をもつ資源国という二面性をもっています。資源では、主なもので天然ガスや原油等の有機鉱物資源や、プラチナ・ニッケル・タングステン等のレアメタルが挙げられます。

欧州連合[EU]
(ユーロ)

欧州連合(EU)は欧州連合(EU)を単一の国としてみるとアメリカ合衆国を上回る大規模な経済圏で、世界経済において重要な位置付けになっています。また、欧州連合(EU)には石炭・原油・天然ガス資源があり、特に北海油田は有名です。

4 年金のお支払いについて

年金種類

種類	支払金額	受取人
確定年金	一定期間にわたって年金をお支払いします。 年金支払期間は5年・10年のいずれかをご選択いただけます。	年金受取人

※年金額は、年金原資と年金支払開始日におけるマンユライフ生命の定める基礎率等（予定利率*等）により計算されます。契約時には将来お受け取りいただく年金額は定まっています。

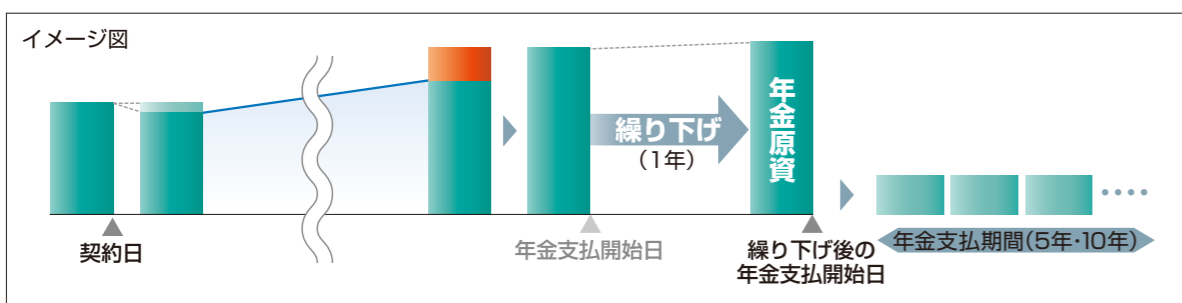
なお、マンユライフ生命の定める基礎率等（予定利率等）は、経済情勢の変化等の理由により、将来変更される可能性があります。

・マンユライフ生命の個人年金保険契約を通算し、同一の被保険者について、年金額（この保険の場合は、マンユライフ生命の定める換算レートにより円に換算した年金額）が3,000万円を超える場合は、3,000万円に相当する金額を年金額とし、その年金額を基準として年金支払開始日におけるマンユライフ生命の定める基礎率等（予定利率等）により計算された年金原資を超える部分の年金原資について、当該部分を一時金で年金受取人にお支払いします。

・最低年金額は、500米ドル / 1,000豪ドル / 1,000ニュージーランドドル / 1,000カナダドル / 500ユーロです。

* 予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

年金支払開始日の繰り下げ



- 年金支払開始日は、年金支払開始日の被保険者年齢が89歳以下であれば、1年単位で何度でも繰り下げることができます。
- 繰り下げ時の積立金額は、繰り下げ前の年金支払開始日の年金原資になります。繰り下げ期間中は、マンユライフ生命の定める利率で運用します。
※繰り下げ期間満了時にボーナスの加算はありません。
- 繰り下げ期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金としてお亡くなりになった日の積立金額をお支払いします。
- 繰り下げ期間中にご契約を解約・一部解約された場合、解約返戻金として解約計算基準日（マンユライフ生命がご請求を受け付けた日）の積立金額（一部解約された場合、解約計算基準日の減額された積立金額）をお支払いします（市場価格調整は行いません）。

指定代理請求人について

- 年金受取人が被保険者の場合、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。
- 年金受取人が傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない場合等に、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

後継年金受取人について

- 契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。
- 年金受取人が被保険者の場合、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになったときは、死亡一時金を後継年金受取人にお支払いします。

5 被保険者がお亡くなりになった場合の保障内容について

種類	支払金額	受取人
死亡給付金	据置期間中（繰り下げ期間を含む）に被保険者がお亡くなりになった場合	被保険者がお亡くなりになった日の積立金額、基本保険金額、解約返戻金額のいずれか大きい金額*1
死亡一時金	年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合	年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価

*1 繰り下げ期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、被保険者がお亡くなりになった日の積立金額をお支払いします。

*2 年金受取人が被保険者の場合は相続人（後継年金受取人を指定されている場合は後継年金受取人）にお支払いします。

※死亡給付金または死亡一時金の支払事由に該当し、死亡給付金または死亡一時金が支払われた場合にはご契約は消滅します。

！ ご注意

責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合や、契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等は、死亡給付金等をお支払いしません。

※くわしくは、P.12「4.死亡給付金等をお支払いできない場合について」（注意喚起情報）および「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

6 付加いただける主な特約について

種類	概要					
円支払特約	年金原資、死亡給付金等を下表の換算基準日におけるマンユライフ生命の定める為替レートで円に換算してお支払いする特約です。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>換算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約返戻金、死亡給付金等</td> <td>請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日（請求書類に不備があった場合は、完備した請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日）の翌営業日</td> </tr> <tr> <td>年金原資</td> <td>年金支払開始日または請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日（請求書類に不備があった場合は、完備した請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日）の翌営業日のいずれか遅い日</td> </tr> </tbody> </table>	対象	換算基準日	解約返戻金、死亡給付金等	請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日（請求書類に不備があった場合は、完備した請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日）の翌営業日	年金原資
対象	換算基準日					
解約返戻金、死亡給付金等	請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日（請求書類に不備があった場合は、完備した請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日）の翌営業日					
年金原資	年金支払開始日または請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日（請求書類に不備があった場合は、完備した請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日）の翌営業日のいずれか遅い日					
遺族年金特約A型	被保険者がお亡くなりになった場合に、死亡給付金・死亡一時金の全部または一部を年金基金として、下表の換算基準日におけるマンユライフ生命の定める為替レートで円に換算して死亡給付金・死亡一時金の受取人（遺族年金受取人）に遺族年金をお支払いする特約です。 年金種類：確定年金 年金支払期間：5年・10年					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>換算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金基金</td> <td>請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日（請求書類に不備があった場合は、完備した請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日）の翌営業日</td> </tr> </tbody> </table>	対象	換算基準日	年金基金	請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日（請求書類に不備があった場合は、完備した請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日）の翌営業日	
対象	換算基準日					
年金基金	請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日（請求書類に不備があった場合は、完備した請求書類をマンユライフ生命の本社が受け付けた日）の翌営業日					

※第1回の年金、死亡給付金等のご請求時に付加することができます。

※円による年金のお支払いを開始した場合、以後の年金を外貨によりお支払いすることはできません。

※死亡給付金・死亡一時金をお支払いした後に付加することはできません。

※遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマンユライフ生命の定める基礎率等（予定利率*等）により計算されます。契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっています。

なお、マンユライフ生命の定める基礎率等（予定利率等）は、経済情勢の変化等の理由により、将来変更される可能性があります。

* 予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

※遺族年金の年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。

※遺族年金の年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマンユライフ生命の定める基礎率等（予定利率等）により計算された年金基金を超える部分については、当該部分を一時金で遺族年金受取人にお支払いします。

7 解約返戻金について

●据置期間中(繰り下げ期間を含む)にご契約を解約・一部解約*された場合、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約された場合、その保険のもつ効力はすべて失われます。

*一部解約後の基本保険金額が通貨ごとに右表の金額を下回る場合、一部解約はできません。

通貨	金額
米ドル	5,000米ドル
豪ドル	10,000豪ドル
ニュージーランドドル	10,000ニュージーランドドル
カナダドル	10,000カナダドル
ユーロ	5,000ユーロ

! ご注意

この保険は、契約日に一時払保険料から契約初期費用を控除します。そのため、解約返戻金額が払込保険料を下回ることがあります。

●解約返戻金額は以下の算式により計算されます。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日}^{*1} \text{の積立金額} \times \text{市場価格調整率}$$

*1 マニユライフ生命が請求書類を受け付けた日

※繰り下げ期間中にご契約を解約・一部解約された場合、解約計算基準日(マニユライフ生命がご請求を受け付けた日)の積立金額(一部解約された場合、解約計算基準日の減額された積立金額)を解約返戻金としてお支払いします。

・市場価格調整率

運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{契約日の実質利回り}^{*2}}{1 + \text{解約計算基準日の実質利回り}^{*3} + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*4}}{12}}$$

*2 ご契約に適用されている実質利回りのことです。実質利回りとは、積立利率に基づきマニユライフ生命の定める方法により計算した利率です。

*3 解約計算基準日を契約日として、このご契約と同一の据置期間で新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される実質利回りのことです。

*4 残存月数は、解約計算基準日からその日を含めて据置期間の満了日までの月数をいいます。月数未満は切り上げとなります。

! ご注意

ご契約を解約される場合、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させます(市場価格調整)。具体的には、「契約日の実質利回り」よりも「解約計算基準日の実質利回り+0.3%」が高くなると解約返戻金額は解約計算基準日の積立金額に比べて減少し、逆に、「契約日の実質利回り」よりも「解約計算基準日の実質利回り+0.3%」が低くなると解約返戻金額は解約計算基準日の積立金額に比べて増加します。

したがって、解約返戻金額が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

●ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は同じ割合で減額されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} = \text{一部解約前の基本保険金額} \times \frac{\text{積立金額} - \text{一部解約金額}^{*5}}{\text{積立金額}}$$

*5 一部解約金額は、市場価格調整を行う前の金額です。

8 配当金について

●配当金はありません。ただし、遺族年金の年金支払期間中は5年ごとに利差配当*を行います。

*遺族年金の年金基金についてはマニユライフ生命が運用を行い、その運用成果(利差)により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし、運用実績によっては配当金がない場合があります。

9 引き受け条件について

■ 保険料のお取り扱い

	米ドル	豪ドル	ニュージーランドドル	カナダドル	ユーロ
最低保険料	10,000米ドル 取扱単位 100米ドル	20,000豪ドル 取扱単位 100豪ドル	20,000ニュージーランドドル 取扱単位 100ニュージーランドドル	20,000カナダドル 取扱単位 100カナダドル	10,000ユーロ 取扱単位 100ユーロ
最高保険料	5億円相当額*				

*同一被保険者で、マニユライフ生命の定める定額個人年金保険のご契約が複数ある場合、各ご契約の契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートをを用いて円換算した金額を合算し、5億円を超えることはできません。

■ 保険料の払い込み

一時払のみ

※「マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金」に限定しています。

■ 被保険者契約年齢(満年齢)と年金支払開始年齢

	据置期間		
	3年	5年	10年
被保険者契約年齢	15歳～87歳	15歳～85歳	15歳～80歳
年金支払開始年齢	18歳～90歳	20歳～90歳	25歳～90歳

*年金支払開始年齢は、被保険者契約年齢に据置期間を加算した年齢です。

■ 年金種類

確定年金(5年・10年)

■ 年金受取人

契約者または被保険者

■ 保険期間

据置期間	3年		5年		10年	
	5年	10年	5年	10年	5年	10年
年金支払期間	5年	10年	5年	10年	5年	10年
保険期間	8年	13年	10年	15年	15年	20年

*年金支払開始日の繰り下げを行った場合、その繰り下げ期間も保険期間に含まれます。

■ 告知について

告知していただく事項はありません。

■ 保障の責任開始日

マニユライフ生命がご契約の引き受けを承諾したときは、一時払保険料のお払い込みが完了した日を責任開始の日(契約日)とします。

基本保険金額(一時払保険料)等、ご契約の具体的な内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にて契約内容を必ずご確認ください。また、この保険の申込書は1枚で複数のご契約のお申し込みができるしくみになっていますが、ご契約は1通貨・1据置期間で1契約になります。保険証券は、ご選択いただいた通貨・据置期間ごとに発行されます。

10 為替リスクについて

この保険は、外貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、お支払い時点の為替相場で円換算した年金原資や死亡給付金額等は、契約日の為替相場で円換算した払込保険料や年金原資、死亡給付金額等を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の差額)のご負担が生じます。

11 諸費用について

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険関係費および年金管理費の合計額になります。そのほか、遺族年金の年金管理費および外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

※くわしくは、P.10~11「この保険にかかる費用はつぎの通りです」(注意喚起情報)に記載していますのでご覧ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

この保険にかかる費用はつぎの通りです

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険関係費および年金管理費の合計額になります。そのほか、遺族年金の年金管理費および外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

■ 契約時にご負担いただく費用

- 契約日に一時払保険料から契約初期費用を控除します。

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	保険契約の締結に必要な費用	据置期間 3年	契約日に一時払保険料から控除します。
		据置期間 5年	
		据置期間 10年	

■ 保険関係費

- 保険関係費とは、保険契約の締結・維持等に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

■ 年金および遺族年金の年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払開始日以後および遺族年金の年金支払開始日以後、ご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	年金支払いの管理にかかる費用	責任準備金に0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。
	遺族年金の年金支払いの管理にかかる費用	遺族年金の年金額(年額)に1%を乗じた金額	遺族年金の年金支払日に責任準備金から控除します。

■ 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 円を外貨に交換し、一時払保険料を払い込む場合、対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信売買相場の仲値(TTM)の差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 死亡給付金等を外貨でお支払いする場合、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただくことがあります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- つぎの場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)の差額は、為替手数料として円に換算する際にご負担いただきます。

- ①「円支払特約」を付加し、死亡給付金等を円でお支払いする場合
- ②「遺族年金特約A型」を付加し、遺族年金を円でお支払いする場合

	米ドル	豪ドル	ニュージーランドドル	カナダドル	ユーロ
「円支払特約」および「遺族年金特約A型」の為替レート	TTM -1銭	TTM-3銭			TTM -2銭

※平成26年7月現在。当該費用は、将来変更されることがあります。

この保険にはリスクがあります

- この保険は、外貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、お支払い時点の為替相場で円換算した年金原資や死亡給付金額等は、契約日の為替相場で円換算した払込保険料や年金原資、死亡給付金額等を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の差額)のご負担が生じます。
- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させません(市場価格調整)。そのため、解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等お支払いする金額の合計額)が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度について

- 生命保険契約は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分に内容をご確認ください。
- 申込者または契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返しします。
 - ◆ 同一申込書内で複数のご契約をお申し込みいただいた場合は、ご契約ごとにお申し込みの撤回等を行うことができます。
 - ◆ 外貨でお返しする場合、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
 - ◆ お返しした外貨を円に換算した場合(お返しした外貨を円口座で受け取る場合を含みます)、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。

※お申し込みの撤回等に関するくわしい内容については、「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご覧ください。

2 告知義務について

- ご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- マニユライフ生命の職員またはマニユライフ生命で委任した者が、死亡給付金等ご請求の際に保険契約のお申し込み内容またはご請求内容等についてご確認にお伺いすることがあります。

3 保障の責任開始期について

- マニユライフ生命が保険契約の引き受けを承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了したときにさかのぼり、保険契約上の責任を負います。この保険では、その日を契約日とします。
- 保険販売資格をもつ募集人は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

4 死亡給付金等をお支払いできない場合について

- つぎのような場合等には、死亡給付金等のお支払いをしません。
 - 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺等の免責事由に該当した場合
 - 保険契約者、死亡給付金受取人がこの保険契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたときや、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大な事由により保険契約が解除された場合
 - 保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があり、保険契約が取り消しとなった場合
 - 保険契約締結の状況、保険契約成立後の死亡給付金等の請求状況等から判断して、保険契約者が死亡給付金の不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められ、保険契約が無効になった場合

5 解約・一部解約について

- 解約・一部解約に関する詳しい内容については、P.7「7. 解約返戻金について」(契約概要)に記載していますのでご覧ください。

6 信用リスクと生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 [月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]
 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

7 この商品は生命保険です

- この商品は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- この商品は、預金ではありませんので、預金保険制度の対象外となります。

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みを行った場合、不利益となる事項があります

- 現在の保険契約を解約・減額するときには、一般的につぎの点について契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
 - 新たにお申し込みの保険契約について、責任開始日から3年以内の自殺による死亡の場合等、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

9 税務のお取り扱いについて

税務上の換算レート

- この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税制上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。ただし、つぎの基準により外貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様に取扱いします。

対象	円換算日	税務区分	換算時の為替レート*
一時払保険料	保険料受領日	—	TTM
解約返戻金	解約計算基準日	所得税(源泉分離課税)	TTB
		所得税(一時所得)	TTM
死亡給付金	被保険者が死亡された日	所得税(一時所得)	TTM
		相続税・贈与税	TTB
年金	年金支払開始日	贈与税	TTB
	毎年の年金支払日	所得税(雑所得)	TTM

*TTMとは対顧客電信売相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

- 「円支払特約」を付加した場合、解約返戻金、死亡給付金および年金はつぎの円換算日におけるマニライフ生命の定める為替レートを円に換算した金額が基準となります。

対象	円換算日
解約返戻金 死亡給付金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日の翌営業日
年金	「年金支払開始日」または「請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日の翌営業日」のいずれか遅い日

! ご注意

外貨でお支払いする年金や解約返戻金に源泉徴収税が発生する場合、お支払いする金額および一時払保険料等をいったん円に換算し税額を計算します。その税額を再度外貨に換算し、年金額や解約返戻金額から差し引きます。そのため、「お支払い時点の為替相場」が「契約日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外貨でお支払いする年金の支払総額や解約返戻金額が、一時払保険料(外貨)を下回ることがあります。

契約時

- お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※一時払のため、契約初年度のみ適用になります。

年金支払開始日前

■ 解約・一部解約の場合(差益のある場合)

契約後5年以内の解約等の場合	契約後5年超の解約等の場合
20.315%源泉分離課税*	所得税(一時所得) + 住民税

*税率20.315%は、復興特別所得税が付加された税率です。

■ 被保険者死亡の場合

● 死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

● 遺族年金特約A型を付加していた場合

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	被保険者死亡時の課税	遺族年金支払時の課税
本人	本人	配偶者または子	相続税	所得税(雑所得) + 住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税	

年金支払開始日以後

■ 年金

年金でのお支払い	年金の一括支払
所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税

※契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に贈与税の対象となります。

ご参考 相続または贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いについて

相続、贈与等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務は、各年の年金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。
※年金支給初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が同額ずつ階段状に減少していきます。

ご参考 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費(一時払保険料等)} - \text{特別控除(50万円)} \} \times 1/2$$


税務上のお取り扱いについては、平成26年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が併せて徴収されます。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。また、詳細については「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

10 死亡給付金・年金等のお支払いに関する手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金・年金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金・年金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにマニュアル生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。
- マニュアル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の死亡給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 被保険者が年金受取人の場合で、年金受取人が年金を請求できないマニュアル生命の定める事情があるときは、指定代理請求人が年金を請求することができます。
- 指定代理請求人を指定される場合は、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)があらかじめ指定してください(くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください)。
- 指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、年金の代理請求ができる旨をお伝えください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり/約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

11 各種手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

- 各種手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては、マニュアル生命投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。



マニュアル生命投資型商品カスタマーセンター
TEL. 0120-925-008
 受付時間 月～金曜日 9時～17時
 (祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています
(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)。
- ※なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

ご契約にあたってご確認いただきたい事項

クーリング・オフ制度について

- ・「グロース・カレンシー」は、クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。
申込者または契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、マニュアル生命への書面(封書)によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。
- ・同一申込書内で複数のご契約をお申し込みいただいた場合は、ご契約ごとにお申し込みの撤回等を行うことができます。
- ・外貨でお返しする場合、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- ・お返しした外貨を円に換算した場合(お返しした外貨を円口座で受け取る場合を含みます)、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。

責任開始日と契約日について

- ・マニュアル生命がご契約の引き受けを承諾したときは、一時払保険料のお払い込みが完了した日を責任開始の日(契約日)とします。

適用される積立利率について

- ・積立利率は、所定の指標金利に基づき原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている積立利率が適用されます(適用される積立利率は据置期間が満了するまで変更されることはありません)。据置期間および通貨により、設定される積立利率は異なります。
- ・お申し込みから契約日までの間に積立利率が変更になった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申し込みの場合は十分にご注意ください。

複数の通貨や異なる据置期間を同時にお申し込みいただく場合について

- ・この保険の申込書は1枚で複数のご契約のお申し込みができるしくみになっていますが、ご契約は1通貨・1据置期間で1契約になります。保険証券は、ご選択いただいた通貨・据置期間ごとに発行されます。

ご契約の引き受けについて

- ・「グロース・カレンシー」は、マニュアル生命を引受保険会社とする生命保険です。三菱東京UFJ銀行は、マニュアル生命の募集代理店であり、保険の引き受けは行っていません。
また、三菱東京UFJ銀行は、マニュアル生命の支払能力を保証するものではありません。

積立利率・為替レート等は以下の方法でご確認いただけます



お電話で

マニュアル生命の投資型商品カスタマーセンター

0120-925-008

月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

- 契約内容・積立金額のご照会
- 積立利率・実質利回り・円支払特約の為替レート
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等



Webで

マニュアル生命のホームページ

www.manulife.co.jp

- 積立利率・実質利回り・円支払特約の為替レート



郵送で

契約内容のお知らせ 年1回契約内容のお知らせを契約者へ郵送します。

- ご選択いただいた通貨
- 契約時の積立利率
- 積立金額や解約返戻金額 等